

国家戦略特別区域法の概要

経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定める。

内閣総理大臣

認定

内閣府に設置

国家戦略特別区域諮問会議

議長：内閣総理大臣

議員：内閣官房長官

国家戦略特区担当大臣

内閣総理大臣が指定する国務大臣

民間有識者

(必要に応じ参加)

関係大臣

同意

国家戦略特別区域
基本方針の策定(閣議決定)

国家戦略特区諮問会議の意見を聴いて、
国家戦略特区基本方針を策定。

国家戦略特別区域の指定(政令)
区域方針の決定(内閣総理大臣決定)

国家戦略特区諮問会議及び関係地方公
共団体の意見を聴いて、国家戦略特区を
指定するとともに、特区ごとの区域方針を
決定。

特区ごとに設置

国家戦略特別区域会議
(通称：国家戦略特区統合推進本部)

・国家戦略特区担当大臣

・関係地方公共団体の長

・内閣総理大臣が選定した民間事業者

(必要に応じ、関係行政機関の長や
区域計画等に関し密接な関係を有する者
を加えることができる。)

協力
合意

国家戦略特別区域計画の作成

規制の特例措置の適用

国家戦略特区計画の内閣総理大臣の認定により、規制の特例措置を適用。

金融支援

ベンチャー企業等の先駆的な事業に必要な
資金の貸付けに対し、利子補給金を支給。

税制による支援

設備投資減税、研究開発税制の特例、
固定資産税の特例等。

構造改革特区
との連携

- 国家戦略特区に関する提案のうち、構造改革の推進等に資すると認められるものは、構造改革特区の提案とみなして構造改革特区として支援。
- 構造改革特区の規制の特例措置について、国家戦略特区計画に記載し総理の認定を受けることで活用が可能。

施行期日

- 公布日(平成25年12月13日)から施行。
- ただし、次の規定は、政令で定める日(平成26年4月1日)から施行。
 - 国家戦略特別区域計画の認定等に関する規定
 - 国家戦略特別区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等